

令和元年第2回
利根町議会定例会会議録 第2号

令和元年6月7日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 險 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		直江弘樹君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和元年6月7日（金曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

追加日程第1 船川京子議長の議長職辞職勧告決議

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 船川京子議長の議長職辞職勧告決議

午後1時00分開議

○議長（船川京子君） ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 議長に発言の許可をいただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 暫時休憩いたします。

午後1時01分休憩

午後1時03分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

井原議員の発言を許します。

○8番（井原正光君） 普通は議員必携によると、そこで発言すると書いてある、大丈夫ですか。

○議長（船川京子君） 議長が認めれば自席でも大丈夫ですので、自席での発言を許します。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 議事進行上の問題について、議長に質疑をいたしたいと思います。

実は、5月29日に議会運営委員会が開催されまして、議事日程、あるいは議案等の付託についていろいろと審議し決定いたしました。ところが、6月5日開催の定例会で、この議会運営委員会で決まったことが否決されてしまいました。これは議会の運営上非常に私は問題があると思います。地方自治法第109条第3項では、議会運営の所管というのは法律で決められていると、このようになっています。ですから、これは本会議で変更はできません。109条第3項の中では、1、2、3とありまして、一つは議会の運営に関する事項、二つ目として議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、三つ目として議長の諮問に関する事項、この三つが決められています。これは議会運営委員会に与えられた権限であります。

ところが、6月5日の会議では、議会運営委員会で議事日程が決まりましたが、大越議員からの反対によって議事日程が変わり、それから若泉議員から議案の委員会付託についての反対意見がありまして、これについても変わりました。大越議員はいいといたしましても、若泉議員は最古議員なんですね。しかも、これまで監査委員を長く務められて、法律は熟知していると私はそう思いましたけれども、このようなことで発言されて非常に私は残念だと思っています。

そういうことで、この地方自治法に違反した中でこの議会運営を続けていくのかどうか。この12名の議員の中で、7名の議員は、この違法性を知っていて、地方自治法にこういうことが書いてあることを知っていて恐らく反対されたのではないかなと憶測されます。そういうことでは、正常な議会運営は私はできないと思っています。

このような違反手続の中で行う議会、これは議長にも大いに責任がある。そういうことで、議長にこの2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 井原議員の発言が終わりました。

暫時休憩とします。

午後1時08分休憩

午後2時18分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの井原正光議員の発言に対し、答弁いたします。

地方自治法第109条第3項に反しているとのこと指摘ですが、同条3項は、議会運営委員会の運営に関し定めているものであり、議会運営委員会の議決権を定めるものではありません。

今回、議会運営委員会で審議された会期日程及び議案の付託については、本会議で議決されており、これが否決であれ、可決であれ、有効であります。この判断は、地方自治法逐条解説により確認し、さらに全国議長会に確認もとっております。よって、違法性はなく問題はありません。

一般質問を行います……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 動議を提出いたします。

○議長（船川京子君） 井原議員、どのような内容の動議でしょうか、自席で発言してください。

○8番（井原正光君） 私は、船川京子議長の議長職辞職勧告決議を提出したいと思えます。

○議長（船川京子君） ただいま井原議員から、私、船川京子についての動議が提出されました。この動議に1名以上の賛成者が必要となります。

お諮りいたします。

井原議員から提出された動議に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 賛成者がありましたので、この動議は成立となりました。

暫時休憩とします。

午後2時21分休憩

午後3時00分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名です。10番若泉議員から、所用のため退席するとの届け出がありました。

ここで、議長席を新井邦弘副議長と交代いたします。

〔議長船川京子君退席、副議長新井邦弘君着席〕

○副議長（新井邦弘君） それでは、先ほど井原議員から船川議長に対する議長辞職勧告決議の動議が提出され、成立しましたので、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○副議長（新井邦弘君） 追加日程第1，議長辞職勧告決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により，船川京子議長を除斥します。

船川議長の退席を求めます。

〔議長船川京子君退場〕

○副議長（新井邦弘君） 12番船川京子議長が退席いたしました。

本案について，説明を求めます。

提出者井原正光議員，登壇をお願いします。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） それでは，船川京子議長の議長辞職勧告決議を提出いたします。

その理由でございますが，船川議長は，地方自治法第109条3項で議会運営委員会の所管について定めてあるにもかかわらず，この法律を無視して議会運営を行っております。何のための委員会設置なのかわかりません。特に法第109条3項の3は議長の諮問に関する事項で，主に議会の会期の決定を指しますが，議長からの諮問を受け，議会運営委員会で答申したのにもかかわらず，これらは無視し，議会に諮り変更するなど，到底考えられないことをしておるわけでございます。

先ほど船川議長から，私が質疑した答弁の中で，施行令によってその適法が認められるというような説明があったかと思いますが，私はやはり，本則法律の施行に基づいて議会は運営すべきだと思っております。

誤りかどうかわかりませんが，議会のそういった発言に基づいて，行政機関，要するに施行令に書いてあるものは行政機関が制定するわけですがけれども，間違っただけというわけではないですけれども，そういった本則によらず，議会で扱った場合にはどういうふうな手続をとるかという，その施行令で今回救われているというようなことだろうと思っております。しかしながら，この法律で定めている議会運営委員会の権限と役割を無視している。私も議長長くやっていますし，また行政も見えておりますけれども，利根町議会で初めてなのではないか，前代未聞の議会運営に暴走化しているように感じております。

力の数で議会運営を行っているようにも見えますし，議長として議会運営について不適格であると私は思っております。このような違法な手段での議会運営は，私は到底認められません。

このことから，利根町議会議長船川京子氏に対し，速やかに議長の職を辞することを勧告いたします。

○副議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井邦弘君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、辞職勧告決議案に反対する議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井邦弘君） 次に、辞職勧告決議案に賛成する議員の発言を許します。

5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 先ほど井原議員からあったように、地方自治法109条第3項に抵触していると私も判断するために、辞職勧告には賛成いたします。

○副議長（新井邦弘君） 次に、辞職勧告決議案に反対する議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井邦弘君） 次に、辞職勧告決議案に賛成する議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井邦弘君） 討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、船川京子議長の辞職勧告決議を採決します。お諮りします。

本案は、議長辞職勧告決議案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（新井邦弘君） 起立少数です。したがって、船川京子議長の議長辞職勧告決議は否決されました。

ここで、船川京子議長の入場を求めます。

〔議長船川京子君入場〕

○副議長（新井邦弘君） 船川京子議長が入場いたしました。

ここで、議長席を船川京子議長と交代いたします。

〔副議長新井邦弘君退席，議長船川京子君着席〕

○議長（船川京子君） 通告順に質問を許します。

1番通告者，7番花嶋美清雄議員。

〔7番花嶋美清雄君登壇〕

○7番（花嶋美清雄君） 1番通告，7番花嶋美清雄です。関東も梅雨入りされたということで、足元の悪い中、お忙しい中、傍聴に来てくださり、まことにありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をします。今回の一般質問は、三つの質問をします。よろしくお願ひします。

質問事項1，ランドセルの贈呈事業について。

(1) 「2019とねまち子育て支援ガイドブック」の内容の中に，ランドセルの贈呈事業が記載されています。利根町に住民登録されており，新1年生として小学校に入学予定の児童を対象にランドセルを贈呈します。2019年度，令和元年度申請分より所得条件がありますと記載されています。

私は，今もランドセル贈呈が家庭の負担軽減になり，また，もらえなかった方，もらえた方に，いじめ問題に発展するおそれがあると思います。また，何よりも楽しみにしていた新1年生と家族の喜ぶ姿を想像できるので，全員贈呈を継続すべきであると考えていますが，これについて町長のお考えをお伺いします。残りは自席で行います。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 改めましてこんにちは。花嶋議員のご質問にお答えいたします。

新1年生と家族の喜ぶ姿が想像できるのでランドセル贈呈事業を全員対象に継続すべきとのご質問でございますが，昨年度2回にわたり開催した総合研究会議で，教育的効果の上がる事業について検討していただきました。その会議の中で，教育委員から，保護者負担に関し負担の原則に立ち返る事業の見直しについてもご意見をいただき，今年度から事業縮減への見直しを図るものでございます。

そこで，ランドセル贈呈事業においては，所得制限を設け，真に支援が必要と思われる保護者につきましては継続をして事業を行ってまいりますので，ご理解をいただけたらと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今，町長の答弁で，会議がなされた。その会議の内容と，会議名と，その会議の日数ですか，どのぐらい活発に議論が行われたのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは，ご質問にお答えいたします。

まず，第1回目でございますが，平成30年5月21日，こちらが利根町総合教育会議の第1回目でございます。また，2回目といたしまして，同じ年度平成30年6月26日に2回目の利根町総合教育会議を開催してございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今言った利根町総合研究会議ということで，1回，2回と行われたという課長の答弁ですが，その中の議事録として，どの部分に当たるものでどういう会議がなされたのか，詳しくお願いします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） ご質問にお答えいたします。

1回目の議事録で申し上げますと、9ページになります。9ページの下から10段目ほどでしょうか、委員から、「財政」という表現だと思いますが、というくだりの部分ですけれども、見直しを図ったらいかがでしょうかというご意見をいただいております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） これ1回、2回とありますが、2回目の会議では検討材料ではなかったのですか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） ご質問にお答えいたします。

2回目の議事録で申し上げますと、11ページになります。下から10行目ぐらいのところでございますが、こちらでランドセル、またヘルメット等のことにつきまして内容を触れさせていただいております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 2回目の11ページということで、ランドセルとヘルメットのこととは記載されております。これを読ませていただいても、ランドセルの継続、今回所得制限がありますが、所得制限までの話はなされていないのですが、この会議のほかに違う会議で決定されたのですか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） ここの2回目の会議の意見を踏まえまして、教育委員会等におきまして、継続していくのにはどうしたらいいかということで、事業廃止ということではなくて縮減ということで決定をさせていただいたということでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） わかりました。（2）のほうに移らせていただきます。

所得の条件がありますと記載されておりますが、この所得制限にかかる方、前回3月の定例議会のときに10名程度になるという答弁をいただいておりますが、この所得制限の内容、該当する方とされない方の区別をわかるようにお願いします。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 花嶋議員のご質問にお答えいたします。

所得条件がありますと記載されていますが、詳しい説明をお伺いしますとのご質問でございます。経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助を行っている準要保護就学援助制度と同じ、市町村民税所得割非課税の保護者をランドセル支給対象としております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） わかりました。それでは、保護者への通知がなされていると思っておりますが、教育的効果の上がる事業への予算配分の見直しの意見があり、また、教育予算のあり方について検討してまいりましたとありますが、今年度は贈呈される方が少なくな

りますよね。前回までは全員ですが、新入生が66名、いただく方が10名と聞いております。そうすると56名分が今までの計算によるとお金が余るといふか、残るといふことになりますよね。その残ったお金をどういふふうな配分をなされるのか、今年度どういふお考えがあるかお伺いします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） ご質問にお答えさせていただきます。

ただいま花嶋議員から、減額した分の予算額を今年度何に充てるのかとのご質問でございますが、現在、国・文部科学省で示しております新学習指導要領、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度からの全面改訂実施に合わせまして、町では、利根町学校ICT計画、仮称でございますが、今年度中に策定する予定でございます。その年次計画に合わせまして、必要性の高いもの、また指導いただきます先生方のトレーニング内容、期間などを十分見きわめながら、順次、必要なものから機材のほうを導入していきたいと。ICT支援員さんなどの配置に関しましても、学校の状況に合わせて配置をしていくということで、こちらは5年間の計画を予定しております。今年度からということではなくて、今年度中に計画を策定いたしまして、令和2年度から実行していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） わかりました。これ各家庭に、就学ランドセル支給事業の縮減、所得制限についてということで郵送されたと思います。3月の定例議会で約10名該当する方がおりますと答弁いただいたのですが、10名程度とわかっているにもかかわらず、全員に送って該当になる方は申し込んでくださいみたいな書き方ですが、該当とわかっているのであれば、直接該当の方に申し込んでくださいと、ややこしいやり方ではなくてストレートになされなかったのですか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） ご質問にお答えいたします。

3月議会で花嶋議員からご質問がありまして、当時の担当課長が、予算上は10名ぐらいになるかと思っておりますと答弁をされております。

町といたしましては、個人の許可なく所得等を調べることはできませんので、今現在でも10人程度ということで考えております。

また、先ほど教育長から申し上げました所得制限、住民税所得割非課税世帯が、私たちのような給与所得者、普通の会社員の方の住民税の決定が5月12日であります。また、自営業、営業などされている方は6月12日に決定するというので、まだ決定していない状況であります。

また、全員に贈らなくてもということでございましたが、令和2年度新入学児童の全部の父兄の皆様にご案内と申請のご案内ということで、全員に通知を送らせていただいたところでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

7番（花嶋美清雄君） 6月で大体確定されるということは、3月の定例議会のときに10名程度になるというお答えは、前年度の6月にその個人情報はどういうふうに見たのか、閲覧したのかわかりませんが、個人情報の扱いというのはどういうふうにこの10名を、今回、例えば申し込まれた方がいます。個人情報見ていいですかという承諾書をいただいて決定されると。にもかかわらず、この10名程度というのは、前回、去年6月に確定された何らかの書類を見た、閲覧したのは、財政課なのか、総務なのか、税務課なのかわかりませんが、こういう個人情報というのは庁舎内でみんなで共有というのはできるのですか。先ほど青木課長がおっしゃったのは、承諾書をいただいてというような感じで調べるんだというお答えをいただいたのですが、前回分かるというのは、個人情報の扱いとしてはどうなのかなと思います。それについてはいかがですか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） お答えいたします。

今回、所得制限を設けました住民税の所得割非課税世帯、これはなぜ決めたかと申しますと、いろいろな収入体系がございます。職業もさまざまございます。そこで、どの一定のラインで線を引くかということが非常に難しい。収入があっても利用される方がいっぱいいますということもありますので、今回決めさせていただいた基準は、教育基本法、また学校教育法で定められております要保護・準要保護ということで、昨年度、また今年度学校で要保護・準要保護になるだろうという人数をうちのほうで推測しまして、10名程度ということを行いました。所得を見て10名程度ということで割り出したものではございません。平成31年度当初予算も10名で予算計上させていただいておりますが、10名以上増えるか、10名より減るか、それは所得のほうを調査してみないとわからないという状況でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 信じたいと思います。そこら辺個人情報いろいろありますので、よろしくをお願いします。

（3）に移ります。

保育園や幼稚園、行かないお子さんもおりますが、保育園のママ友とか、ご両親とか、大体みんなよくコミュニケーションがとれているので、どういう家庭かというのは結構わかってしまうものなんですね。

そこで、いじめ問題、利根町もいじめ問題まだ解決していないものもありますよね。それに発展するおそれもあると。これ一生もので、今から、もらえる、もらえない、入学されて小学校6年間卒業、心に傷が残るお子さんや家庭もあります。こういうケアもそうですが、贈呈をすることに当たって、いじめ問題に発展しないと思われてこういう予算組みをされたのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） ご質問にお答えいたします。

いじめ問題に発展するのではないかとこの質問でございますが、昨年度まで、ランドセルの贈呈事業におきましては、新入学の児童、またご父兄の方が役場の4階の会議室にお見えになりまして、そこで展示してあるランドセルを選ぶという形をとらせていただいております。

来年度からは、今回申請書を出していただきまして、支給が決定される方に決定通知書と一緒にカタログを同封いたします。そのカタログで選んでいただくか、もしくはそのカタログを持って百貨店のほうにお子さんと一緒に申し込みに行ってくださいか、その2種類の選択を保護者の方に選んでいただくと。ただ単にカタログで選んで送られてくるのではなくて、そのカタログを持ってお子さんと一緒に買いに行くという形も選択肢として入れようと思っております。

また、支給に関しましては、ランドセルを送る際、送り主の名前、またのし紙、そういうのも十分配慮しまして、誰から送られてきているということが他人からわからないような形で支給できればと考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 本当に心のケアまで全部、いい事業は続けていっていただきたいのでよろしくお願ひしたいところですが、このランドセルの支給事業の申請の流れというのが各家庭に送られております。先ほど課長の答弁だと、該当するかしないか、10名程度だろうと予測されているというのは聞いています。ただ、もしかしたらうちも該当するというように出された方に対しては、ここに保護者への通知、支給の決定というのがあります。申請者の世帯構成及び保護者の所得状況を審査し支給を決定、その次、「却下」と書いてありますね。文言的に、却下という言葉なぜ使ったのか。これ保護者の皆さん、結構厳しい言葉を使うのだなど。こういう配慮というのはどうなのでしょうかね。もちろん教育委員会の学校教育係のほうから出されています。これについてはいかがですかね。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） 花嶋議員のご質問にお答えいたします。

「却下」という言葉がきついのではないかとこのご指摘でございます。5月14日に通知を出しまして、きのう現在、問い合わせが5件ございました。その5件の内容は、事業の縮減について意見ということではなくて、自分の家が所得割が非課税かどうかわからない、また申請のやり方がわからないという電話をいただいております。その方には、わからなくても結構なので出してくださいと。その内容によりまして、支給できるか、申請していただいたものが却下になるか、それは審査してみないとわかりませんということで、却下という言葉を使わせていただいているのですが、今のところ、お叱りは受けていないという状況でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） そういう言葉も、みんな優しいからなかなか言いづらいらしいですよ。私はみんな聞いておりますけれども、そこら辺も含めて、一生ものなので、晴れの入学式今からわくわくしていると思うので、心に響くもの、響かないもの等全て含めていろいろな文言を使っただけであればいいかなと思います。

続きまして、大きい2番、受動喫煙の対策について。

（1）「広報とね」5月号に、肺がん予防、まず禁煙から、考えようたばこの害、また世界保健機構WHOは、5月31日を、つい最近ですが、世界禁煙デーと定めております。

そこで、町施設の禁煙、喫煙の施設の状況をお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町施設の禁煙、喫煙施設の状況についてお答えをいたします。

町が管理する施設における受動喫煙対策の現状ですが、現時点では敷地内禁煙が3カ所、建物内禁煙が9カ所となっており、それぞれの施設で受動喫煙対策を講じているところでございます。

平成30年7月に改正健康増進法が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の人が利用する施設等の区分に応じ、当該施設の一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権限者が講ずべき措置等について定められました。

今後、段階的に施設等の類型に応じて、敷地内禁煙、原則屋内禁煙といった措置を講じることになり、行政機関の庁舎は敷地内禁煙の施設として位置づけされ、特定屋外喫煙場所を設けることとされております。

各施設の状況ですが、庁舎については、施設内は先ほど申しましたとおり禁煙となっております。喫煙場所は、庁舎東側の屋外に設置しております。国保診療所においては、医療施設でもありますので敷地内は禁煙であります。また、生涯学習課の管理する施設については、全ての施設内は禁煙とし、各施設の玄関付近に施設内が禁煙であることを掲示しており、喫煙者に対しては各施設の屋外に1カ所灰皿を設置しております。

文間地区農村集落センター、利根町東部農村集落センターの両施設については、ともに施設内は禁煙となっており、敷地内に灰皿等の喫煙スペースも設けてはおりません。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） まだ吸える場所があると。役場の庁舎の裏側でございます。ホールを開けると結構たばこのにおいとかも感じられます。分煙という観点で例に出すと、例えばイオンさんだと、建物内に灰皿があって、煙は浄化させるような装置があって、受動喫煙を考えて行っているというのがよくわかりますが、役場とか公民館、コミュニティセンター、もちろん図書館とか、結構人の出入りがあるところに灰皿が設置されています。その場所を通るときに受動喫煙、吸っている方の服装もそうだし、服につく煙もそうだし、会話をなされる吐息も受動喫煙になってしまいます。こういうことを含めて、ことは国

体だし、来年はオリンピックという大きい事業もあります。なおさらこれピットと線を引いていただいて、建物はいづれなくなると思いますが、敷地内も禁煙という方向に持っていくというのは、町長いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） やがてはそういうふうになると考えているところでございますが、参考までに申し上げますと、生涯学習センター、公民館、図書館、柳田國男記念公苑は建物内禁煙の掲示をしてあって、灰皿も置いてありますが、徐々にそういう方向に行くだろうなと私は考えているところでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 徐々にということ、いい方向に向かうのだなと思いますが、狩谷課長、保健の立場で、なるべく早くという感想もあると思いますが、この利根町の方、小さいお子さんから年寄りまで来る施設、課長の目からどうですか。施設を禁煙、町中禁煙、施設内はもちろんやっていただけるように。また、議会等も喫煙している方がいますので、それは後ほど議運かなんかでしっかりやっていただくとと思いますが、課長のお考えをお願いします。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 花嶋議員のご質問にお答えいたします。

保健福祉センターでは、町民皆様の健康づくりのための健康施策をさまざま実施しております。その中で、禁煙対策という形では、もちろん保健福祉センターは敷地内全て禁煙という状況になっております。その他、乳幼児健診と母子健康手帳交付等にご家族の喫煙状況も確認いたしまして、場合によって禁煙という指導をしているところでございます。

確かに小さなお子さんへのたばこ被害も想定されますので、今後、可能な限りで喫煙、禁煙、その分煙という形をしっかりと体制づくりできたらいいかなという状況で考えております。

健康増進法で改正され、本庁は第一種施設に制定されていまして、敷地内禁煙には位置づけされておりますが、条件を満たせば屋外で喫煙できる場所を設けても構わないということになっております。今の利根町役場の喫煙場所は、その条件を満たしていると判断しております。その他の施設に関しては、改正健康増進法では第二種施設に位置づけられますので、敷地内ではなくて建物内を全面禁煙、もしも建物内で喫煙する状況になる場合には煙が出ないような喫煙場所を設けなければならない、そして県に届けなければならないというふうに義務づけられておりますので、今後、状況が変わってくると考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） なるべく受動喫煙をなくす方向でお願いします。

（2）のほうに移ります。

この届け出のことですが、竜ヶ崎保健所への禁煙及び喫煙場所の届けはいつなされて、

今後どうだという計画も提出されているのですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 竜ヶ崎保健所への禁煙場所及び喫煙場所の届け出の状況についてでございますが、茨城県禁煙認証施設として町が管理する12施設を届け出しております。敷地内禁煙は保健福祉センター、国保診療所、すこやか交流センターの3カ所で、建物内禁煙は役場、公民館、生涯学習センター、図書館、布川地区コミュニティセンターなど9カ所がございます。

日にちは、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 茨城県禁煙認証制度の申請時期でございますが、平成24年度末に町の管理している施設を一括して保健所に申請をし、認証されております。その認証された後、ステッカーを出入り口に張って、町民の皆様が、この施設は喫煙がどの範囲まで可能なのか、逆に、してはいけないのかということを確認できるようなシステムでございます。

健康増進法が改正されて、茨城県の禁煙認証制度がどのように変わるのかについては、県に確認したところ、まだ確定ではなくて、今後見直しをしていく予定でございますということ返答を承りました。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） では、3番のほうで、小学校、中学校の受動喫煙対策について、現状をお伺いします。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 小学校、中学校の受動喫煙対策の現状についてのご質問でございますが、児童生徒の健全育成及び教職員の健康管理の観点から、平成18年度より利根町の小中学校は全校が学校敷地内全面禁煙となっております。したがって、受動喫煙の危険性はございませんし、防止されております。また、保護者の皆様や来校者の方々についても、学校敷地内禁煙にご協力をいただいているところでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今の教育長の答弁ですが、5月の小学校の運動会ですか、布川小学校は入り口の校門の前に喫煙場所が体育祭のときにありました。また、文間小学校は学校の入り口付近に喫煙場所がありました。僕も両方、父兄さん、妊婦さん、あとおじいちゃん、おばあちゃんもこぞって小学校のお孫さんやお子さんの応援に行っております。やはり集団で吸われると、私は校門前というのは敷地内だと確認していますが、これというのは、前から受動喫煙の質問はしておりますが、一向に直っていないというか、学校教育課、教育委員会のほうでとめられないのか、学校が許せば、校門前、本当に校門のところですが、それが許される範囲なのか。小学校のお子さん、来年度小学校に入学される種

目もありますから、本当に小さいお子さんが来ています。その方の受動喫煙をどういうふうに指導して守っていくのか。いつも毎年こういう問題は出ていますが、学校教育課と教育委員会はどういう考えなのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 花嶋議員のご質問にお答えします。

おっしゃることは十分わかります。運動会私も回ってきましたけれども、校門前とか敷地内でたばこを吸われている方の様子を見てきました。

ただ、本当におっしゃることは十分わかりますが、禁煙権もありますし、喫煙権もあるわけですね。そういう中で、学校、教育委員会としてはできるだけ吸わないようにご協力いただけますかという呼びかけしかできないのかなど。強制的に吸わないでくださいということは言えませんし、まして個人で携帯用の灰皿とか持ちながら、敷地の外で吸っているのだから勘弁してよみたいな、風潮的な部分もあるかなと思います。ただ、おっしゃることも十分わかりますし、私どもも子供たちの健康を害するようなことはさせたくないのので、学校と協力しながら、そういう地域の方々を含めて集まったときに働きかける、呼びかけるという方向で進めていこうかなと思っています。

また、先ほど言いましたように、敷地内禁煙の施設のこういうポスターを昇降口とか見えるところに掲示しましてご協力を呼びかけている次第です。一人一人がそういう意識を持って子供たちのために吸わないでほしいというのは願っていることですが、そこまでの強制力というか、そこまで厳しく教育委員会で保護者の方、地域の方々には言えればいいのしょうけれども、現状としては厳しく言うところまでいっていないので、あるとき子供たちに協力してもらって、ポスターを描いていただいて、僕たちが行っている運動会でたばこを吸わないでくださいという働きかけをした覚えはあります。

そういう現状で、子供たちの前で煙が飛んでこないようにできればありがたいなと思っている次第です。まとまらない発言かもしれませんが、現状としては今のようなところです。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 布川小学校に限っては、測量図から言えばあそこは敷地内です。道路から校門までの間に設置されています。これがまた消火バケツだったら、なおさらまずいと思います。布川小学校の運動会、つむじ風などあって、小さい家庭用のテントとかパラソルも飛ばされました。そういう風があります。幾ら線を引いて、敷地外だから、境界外だから、ぎりぎりだったらセーフなのかというのではなくて、風に乗って来ますよね。四、五人たばこを吸えばかなりの煙で校舎に入ってきます。そういう部分に関しては敷地外だからいいんだと、協力は求めているのですが、そこを通っているのであれば、教育長は保護者の方にどうにかやめてもらおうと、そういうお話もされてきていないと思います。もちろん文小学校の校長もなされていたと思いますが、そのころ文小は確かにひどか

ったです。校門の門扉に寄りかかって全員で吸っていました。それも火災に使う消火バケツを灰皿がわりにして。これあってはならないことだと思います。

そこら辺を十分、教育長、子供を守る観点から、別に言われてもいいじゃないですか、もっと大切にしてくださいと。それでなくても子供は来年小学校は66名ですよ。ことしは107名ですが、だんだん減ってきます。利根町はもっといいところだよと言われるように、ランドセルは今こういう状況になっていますが、続けてもらいたいですけれども、運動会や入学式、卒業式、みんな集まります。そういう晴れの日をたばこの煙で曇らせても教育上悪いかと思うので、ぜひとも教育委員会のほうから学校、PTAのほうに言っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それについて、教育長お答えもらえますか。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 厳しくPTAのほうにも話をしてくださいというご要望だったかなと思いますが、本当に花嶋議員のおっしゃるとおり、先ほど文小の話が出ていました。防災上の問題から言えば、バケツを灰皿がわりにしていたという現状はありました。ただ、その辺に吸い殻を散らかされるのも困るという配慮だったかなと思いますし、あのときもし見ていらっしゃったとすれば、イチョウの木とか外回りのフェンスのところに子供たちが描いた禁煙のポスターも張らせていただいたし、子供から保護者の方にも呼びかけをしていただいた経緯がございます。

それから、どこまでを線引きにするか。敷地内、敷地外、校門のところは敷地内ではないかというご質問でしたが、そうしたらその隣にある家の方が家の中でたばこを吸っているときに風向きで学校側に来たら、それを家の人に注意しに行くのかという社会的な問題にもなるかなと思いますので、もちろん言っていることもわかりますし、私も子供を守るという観点から、できるだけ禁煙してもらおうように、たばこを吸わないように働きかけていくつもりでございます。

風向きで来るんだよと言われましても、私もそこまでは対応できないと言わざるを得ないかなと思いますが、できるだけことはしていきたいなと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） できるだけ行っていただきたい。本当に残念ですが、やっていく方向に進んでもらえば、本当に子供たち少ないので、つまらない煙の害で健康上、今から100年生きる子供たちですから、将来利根町のためになる子供たちを健康で丈夫に育てていてもらいたいと思います。

次に、3番、フレッシュタウンの北側の水路の改修工事ということで、今現在、道路の舗装の傷みやフェンスの傷みなどがあり、また、田んぼ側は墜落防止のフェンスもなく危険があります。安全に暮らせるため、この工事を行うということを聞いたものですから、工事の工程をお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） フレッシュタウンの北側の水路の改修工事の工程を詳しくとの質問ですが、この事業は昨年度から始まった事業であり、昨年度設計を行い、本年度から工事を行う予定であります。事業の詳細については、担当課長から説明をさせます。

また、田んぼ側の安全管理は豊田新利根土地改良区でありまして、豊田新利根土地改良区に確認したところ、現在進行中である利根西部地区は場整備事業に合わせて安全設備を設置するとなっております。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 花嶋議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁でもお答えしたとおり、昨年度から始まった事業であります。昨年度、フレッシュタウンの住宅が隣接している排水路1.2キロメートルの設計を行いました。本年度は工事延長100メートルを予定しております。

工事内容は、現在設置している柵板等を撤去してL型擁壁を設置し、排水路とするものです。発注時期は10月を予定しております。これは雨の少ない冬に施工するためであります。現在、この事業は3カ年実施計画にのせて事業を行っております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 3カ年計画で1.2キロとありますが、100メートルだけ行う。残りの2年で1.1キロということになるのですか。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） ご質問にお答えします。

3カ年計画は、令和3年までの事業の計画書をつくりまして、それ以降に関しては毎年見直しという形になりますので、何年度までに完成というのは現段階では決定しておりません。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） わかりました。できれば工程と金額もありますが、いつまでに完成するというと住民の方も安心できると思うんですね。やれるものはもちろんすぐやっていただきたいと思います。

また、きのうですか、町長とちょっとお話しする機会がありまして、フレッシュタウンの利根っ子公園にスロープをつくることを決められたという話も聞きました。そういうすぐできることもあるので、この日数も令和5年内とか10年内に完成できるというように、おおよそでいいのでお知らせしていただくと住民は安心できると思います。よろしく願いします。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 今年度の予算は5,000万円を予定しております。延長は100メートルを予定しておりますので、延長が1.2キロメートルあるということはそれだけ

時間がかかるということなのですが、現段階では3カ年実施計画にのせていますので、5,000万円ずつ3カ年でやる予定になっております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） わかりました。なるべく早く完了を目指して頑張ってください。これで一般質問を終わります。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。暫時休憩とします。再開を4時15分とします。

午後4時02分休憩

午後4時15分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 皆さんこんにちは。2番通告、4番大越勇一です。傍聴の皆様におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらず傍聴に足を運んでいただき、まことにありがとうございます。

それでは、通告に従い質問いたします。

質問事項1、高齢者ごみ出し支援についてから、質問事項4、いきいき茨城ゆめ国体についての4項目についてお聞きいたします。

質問事項1、高齢者ごみ出し支援について伺います。

国立環境研究所の「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」によりますと、2035年には国民の3人に1人が高齢者になります。筋力の低下や関節疾患がある高齢者にとって、大きなごみ袋や重たい新聞の束を集積所まで運ぶのは大変な作業です。認知症やその前段階の軽度認知障害になると、ごみ出しの曜日や分別のルールを覚えることも難しくなります。

近年、こうした身体機能や認知機能の低下によってごみ出しが困難になった高齢者の支援が課題となっております。背景には、社会の高齢化に加え、核家族化や地域のつながりが希薄化したことで、家族や近隣住民の手助けが得られない高齢者世帯がふえていることが挙げられます。高齢者が自分でごみを出すことが難しいにもかかわらず必要な支援が受けられないと、三つの状況のいずれかに陥ることが懸念されます。

一つ目は、無理に自力でごみを出し続ける状況で、心身の負担になるとともに転倒によるけがのリスクも心配されます。高齢者は骨粗鬆症により骨折しやすく、こうしたけがや骨折をきっかけに、自立歩行ができなくなり、寝たきりになることが心配されます。

二つ目は、ごみ出しができなくなる状況です。ごみが出せずに家にたまると住環境が不衛生になり、深刻化するとごみ屋敷になるおそれもあります。不衛生な住環境は、高齢者の健康や安全、尊厳を損なうおそれがあります。

三つ目は、曜日や分別ルールを守らずにごみ出しを続ける状況で、カラスなどによる集積所の散乱を招き、近隣住民とトラブルになることがあります。

このようにごみ出しが困難であるという状況は、高齢者や周辺の人々の生活にさまざまな形で悪影響を与える問題と言えます。

こうした課題に対処するため、近年、ごみ出し支援に取り組む自治体がふえています。ごみ出し支援とは、ごみ出しが困難な高齢者などにかわり、自治体のごみ収集員や業者、地域住民等により、ボランティアが高齢者宅の玄関先から清掃センターや集積所までごみを運搬する取り組みです。

ごみを回収するには、「こんにちは、ごみ回収に来ました」と声をかけ、高齢者の不調や異変に気づいたときには福祉部門と連携して対応することで、高齢者の見守りや安否確認の機能を持たせている取り組みもあります。

現在、利根町において、高齢者でごみ出し支援が必要な方は何人ぐらいいるのか伺います。以降の質問につきましては自席で行います。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 大越議員の質問にお答えをいたします。

高齢者でごみ出し支援が必要な方の人数把握についてのご質問ですが、平成31年4月末現在で、介護保険において要介護2から要介護5の認定を利根町から受けている方433人と、身体障害者手帳をお持ちの方で視覚障害または肢体不自由の1級か2級に該当する方が102人おります。この合計535人全ての方が、ごみ出しの支援を必要としているとは言えませんが、この人数が可能性のある最大の数として把握しております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 正確な人数が把握できないのは何か原因があるのでしょうか、伺います。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 大越議員のご質問にお答えいたします。

正確な人数が把握できない理由ということでございますが、先ほど町長から535人とお答えしましたが、その内訳といたしましては、要介護者や身体障害者手帳をお持ちの方の人数は福祉課のほうからの情報として得ております。

それ以上の個人の住所、氏名、年齢、世帯等の状況につきましては、個人情報に当たるため把握できていない状況です。したがって、先ほど言いましたとおり、可能性のある最大の数と申し上げました。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） わかりました。高齢者宅のごみ屋敷化の対策や対応については、

どのように考えているのか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 高齢者宅のごみ屋敷化の対策や対応をどのように考えているのかについてですが、敷地内に置かれているごみも、家庭財産などと同様に法的には私有財産とされており、行政による撤去作業が難しいことから、自主的に整理していただくことが基本と考えております。

しかしながら、自主的な整理が行われず自宅敷地内などにごみが堆積していますと、虫の発生、悪臭の発生、そして景観の悪化など近隣への悪影響が考えられます。そのような場合には、近隣への迷惑になっていることを居住者に説明し、不適切な状態の解消を図るよう、環境対策課を中心に関係各課で連携の上、指導を行っているところでございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 今後、どのような指導を行うのか伺います。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 今後どのような指導を行うかという大越議員の質問にお答えいたします。

今後いろいろ苦情とか情報が入った場合ですが、まず、現地の確認を行いまして、居住者と接触をいたしまして、ごみが堆積した要因を聞き取りいたします。それでごみの堆積による近隣への影響についてご理解をいただくしかないと思いますので、そのご理解をいただき、ごみを適切に分別していただくよう指導していきたくと考えます。

また、これまでの対応事例といたしましては、道路沿いにごみが高く積まれており道路交通の支障になっていたり、虫の発生や衛生面も考えられるところにつきましては、居住者宅を訪問いたしまして改善の指導を行った経緯がございます。

しかしながら、その事例によっては、本人がごみではない、財産であると主張されていることなどがありまして、なかなか改善が進んでいないような状況でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 自宅のごみを集積所まで運ぶのが難しい高齢者をサポートするため、ごみ出し支援を町は今後どのように考えているのか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 平成31年3月に、戸別訪問収集事業として、利根町家庭ごみ思いやり収集事業を開始いたしました。対象者は介護保険において要介護2以上の認定を受けた65歳以上のひとり暮らし高齢者、もしくは身体障害者手帳を有し2級以上の等級に認定された肢体不自由、もしくは視覚障害のあるひとり暮らしの障害者、またはこれらの要件を満たす方のみで構成された世帯、親族などのごみ出しの協力を得ることができない方を主たる対象としております。

今後も、広報紙などを活用し、さらなる事業の周知に努め、高齢者などのごみ出しに対

する支援を図ってまいりたいと思います。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 今までどのような方法でごみ出し支援を周知させたのか伺います。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） これまでの周知方法という大越議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長も申しましたように、平成31年3月からこの事業を開始しております。その事業の開始に先立ちまして、「広報とね」による事業の案内を行いました。また、この制度を利用するには申請書の提出が必要でありまして、ご自身での申請が困難な場合に代理申請が可能でございます。実際に代理申請をやっていただける民生委員やケアマネジャーの方たちの集まる定例会や会議等に参加させていただきまして、事業の概要や説明を行ったところです。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） わかりました。今後ともしっかりと支援をしていただきたいと思います。

続きまして、質問事項2、空き家対策について伺います。

平成26年、深刻化する空き家問題に対処するため、空き家対策の推進に関する特別措置法が成立し、平成27年2月26日から施行され、一部条文の施行が保留されていましたが、同年5月26日から全面施行されました。

空き家対策法の施行により、市町村長は、保安上危険があるなどの特定空き家について、空き家の所有者に対し必要な措置、解体、修繕などを行うべきことを助言、指導、勧告及び命令することができるようになりました。そして、所有者が命令に従わない場合は、市町村長が解体等の代執行を行うことができるようになりました。また、所有者不明の空き家の場合も、工事等の手続を得ることにより、略式代執行を行うこともできるようになりました。

利根町の現在の空き家の現状と今後の対策について伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 空き家の現状と今後の対策についての質問でございますが、初めに、空き家の現状については、平成30年度に実施した調査で397戸の空き家を把握しており、平成27年度の調査と比較しますと、3年間で53戸増加しております。現在では、新たな住民の入居等の理由により、15戸減りまして、382戸となっております。

地区別で見ますと、文地区150戸、布川地区173戸、文間地区39戸、東文間地区20戸が存在しております。

空き家の状況では、管理不十分と思われる空き家が58戸あり、適正に管理するよう指導の通知を送っているところでございます。それ以外は適正に管理されており、そのうち空

き家バンクへの登録が3戸、不動産管理会社での管理が16戸という状況でございます。

今後の対策につきましては、これまでどおり管理不十分と思われる空き家に対しては適正管理の通知や訪問による指導を行い、転出や死亡などの理由により空き家になってしまう家の所有者または管理すると思われる方に、空き家バンクに関すること、相続、登記に関すること、売買、賃貸に関する事など、専門窓口を紹介するパンフレットの配布を引き続き行ってまいります。

さらに、平成23年4月より行っている空き家バンク制度につきましても、引き続き空き家所有者に対し、空き家バンク制度を活用してくださるよう、広報紙や町公式ホームページを活用し、より一層の周知を図り、空き家の利活用促進に努めてまいりたいと考えています。

私ごとですが、強制執行1回か2回やっていると、町とか行政でほっとけば壊してくれるんだという考え方もありますので、その辺をじっくり調べて対応していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） よろしくお願ひしたいと思います。空き家バンクの助成金について伺います。

空き家子育て活用促進奨励金は、利根町に転入する際の引っ越し費用及び仲介手数料等の一部を助成し、助成対象者が次に掲げる要件を全て満たす方となっております。

1、空き家を購入または賃貸をして転入し、当該空き家に5年以上居住する方、2、転入日前5年以上町外の住民であった方、3、中学生以下の子供と同居する方、4、申請日の属する年度の前年度において納付すべき市町村税等の滞納がない方、5、本町の自治会に加入している方が対象で、もともとの町民は対象外となっておりますが、仲介手数料等の一部を助成する目的から、助成対象者を町民にも拡大する考えはないのか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 空き家バンク助成対象者を町民にも拡大する考えはないのかとのご質問ですが、現在、空き家バンク制度におきましては、二つの助成金制度により空き家の利活用促進を図っております。

まず、一つ目は、空き家子育て活用促進奨励金でございます。これは町外から転入する中学生以下のお子さんと同居する世帯に対し、引っ越し費用や仲介手数料の一部として20万円を助成しております。

二つ目は、空き家リフォーム工事助成金であります。これは町外から転入する世帯もしくは空き家を賃貸する所有者に対し、リフォーム工事費用の2分の1、30万円を上限に助成し、支援を行っているところであります。

これら助成金の対象は、いずれも町外から転入する世帯となっております。

そこで、議員のご質問の町民の方も助成の対象にしてはどうかとのご質問でございます。

が、先ほど申し上げましたように、これまでは町内在住の方は助成対象外となっておりますが、人口減少が続く現状を踏まえ、定住をより促進する必要性から、既に町内にお住まいの世帯まで対象範囲を広げることで、さらなる空き家の利活用が促進され、人口流出抑制にもつながると考えられますので、助成金の対象範囲の見直しを検討するよう担当課に指示をしております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） ぜひ早く実現をしていただきたいと思います。年度別に助成金の申請者の人数がわかれば教えてください。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） お答えいたします。

まず、空き家リフォーム工事助成金でございますが、過去3年間で言いますと、平成28年度が6件でございます。金額が169万3,000円です。平成29年度が3件で、金額が85万6,000円です。平成30年度の件数はございません。

続きまして、空き家子育て活用促進奨励金でございますが、平成28年度に1件、20万円でございます。平成29年度、平成30年度は申請がございませんでした。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） ちょっと申請の件数が少ないように感じますが、助成金を増額するような考えはないでしょうか、伺います。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） お答えいたします。

現在のところ、この助成金を増額する考えはございません。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 助成金をもう少しふやしたら、多分申請者がふえるのではないかと思います。

続きまして、質問事項3、町民運動会について伺います。

第48回利根町町民運動会が6月15日に開催される予定ですが、参加者が年々減少していると思われま。今後、参加者をふやして大会を継続するには、どのように企画等を考えているのか伺います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 大越議員のご質問にお答えします。

町民運動会についてのご質問ですが、利根町総スポーツ祭として町民運動会を毎年開催しておりますが、ことしについては茨城国体開催の関係で6月15日に開催いたします。

近年、少子高齢化や人口減少問題などに伴い、町民運動会においても参加者が減少している状況でありまして、特に昨年の地区対抗リレーについては、2地区3チームの参加しなく、今年度は、地区対抗リレーにかわり、幅広い年齢層が気軽に参加できる大玉送り

を地区対抗競技として実施し、参加地区の増加を図りたいと考えております。

また、運動会を盛り上げるために、役場職員からも一般対抗リレーの男子と女子の部にそれぞれ2チーム参加を予定しております。

今後につきましては、広報活動や各行政区、各小中学校、体育協会、スポーツ少年団、地域スポーツ振興の推進役であるスポーツ推進委員と連携し、多くの方に運動会に参加していただけるように努力していきたいと考えております。

そのほか、日本ウェルネススポーツ大学では、生徒にスポーツコーディネーターとしての学習も行っているとのことなので、運動会における高齢者スポーツ競技に関することや若い人に人気のあるスポーツなどを提案していただき、町民がさまざまな形で参加できるような種目についても再検討していきたいと思っております。

なお、競技種目については、子供から高齢者まで幅広い年齢層の方々がそれぞれの体力に合った、誰もが気軽に楽しめるプログラム内容を創意工夫し、参加者に楽しんでいただけるような町民運動会の開催を目指しますので、議員の皆様におかれましても、運動会の参加はもとより、地区住民の参加を呼びかけていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

町職員に対しましても、町民運動会のスタッフとして参加する以外の職員に、運動会に来て種目に参加していただけるようお願いしております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 運動会のプログラムが、5月号の「広報とね」に掲載されております。先ほど教育長がおっしゃった、誰もが気楽に楽しめる競技種目を検討していると思いますが、どのように検討しているのか伺います。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） 大越議員の質問にお答えします。

プログラム等の検討につきましては、平成31年4月4日に第1回町民運動会の実行委員会を開催しております。こちらの会議では、町民運動会の種目、または今後の大会までのスケジュール等について検討している状況でございます。この会議では、主にプログラムの内容を審議させていただいております。こちらにつきましては、昨年度、運動会での反省事項等が検討されまして、今回のプログラムに反映をしているところでございます。

昨年、大玉送りについて好評であったということと、誰でも参加できる種目ということであったことから、ことしにつきましては地区対抗として実施することとなっております。

また、アトラクションとして、ことしは国体があるということで、国体ダンスということも取り入れてございます。

なお、5月17日区長総会があったのですが、参加者を多く募るという意味から、ことしの町民運動会については大玉送りを実施するというので、各区長様のほうにお話をさせていただきまして、参加協力を依頼したところでございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 議員も一丸となって町民運動会を応援したいと思いますので、頑張ってください。

質問事項4，いきいき茨城ゆめ国体について伺います。

参加者の確保，駐車場の確保，トイレや案内板の設置等，本大会に向けての対策や対応はどのように検討したのか。また，進捗状況について伺います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） いきいき茨城ゆめ国体の対策と対応，進捗状況についてのご質問でございますが，利根町では，いきいき茨城ゆめ国体のデモンストレーションスポーツとして，参加者は茨城県内の居住者が対象となりますが，ウォーキング大会を令和元年10月5日利根町公民館前駐車場を特設会場として，利根ヘルスロードコースを一部使用し，開催いたす予定でございます。

現在の進捗状況でございますが，ウォーキング大会の円滑な大会運営を期するため，定期的に国体利根町実行委員会常任委員会を開催し，競技及び茨城県国体障害者スポーツ大会局や茨城県ウォーキング協会，関係団体等の連携を図りながら準備を進めているところであります。

また，ウォーキング大会の参加者の募集は，県内にお住まいの方を対象に500名の募集を7月2日からの受け付け開始に向けて準備を進めているところでございます。参加募集につきましては，「広報とね」6月号，県，町公式ホームページ等に掲載しております。

これからも，大会のPRについて，町で開催する各種イベント等で情報発信を行っていききたいと考えておりますので，議員の皆様方におかれましても，町民運動会と同様にご協力をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 参加者の募集方法について伺いたいのですが，今，「広報とね」とかいろいろ教育長おっしゃいましたが，ほかにSNSとかそういったもので流すような考えはないのか，ちょっと伺います。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） 広報の方法についてということでお答えします。

まず，前段にお話をさせていただきたいのですが，10月5日に実施されますいきいき茨城ゆめ国体，利根町のデモンストレーションスポーツ，ウォーキング大会の参加者の募集についてでございますが，先ほど教育長からもお話があったとおり，6月の広報ということで掲載をしております。

具体的な内容を申し上げますと，コース及び募集人数につきましては，7キロのコースにつきましては300名，18キロのコースにつきましては200名の参加の募集を行う予定でございます。

申し込み方法につきましては、申し込み用紙に必要事項を記入し、生涯学習センターまで持参、郵送、ファクスで申し込んでいただくようになります。

なお、先ほどもお話があったとおり、7月2日から8月31日までを受け付け期間と定めております。また、こちらの受け付け期間内であったとしても、定員に達した時点で募集は終了となるような形になっております。

また、こちらの申し込み用紙につきましては、現在いろいろ準備を進めておりまして、町の公共施設、町のホームページ、また県の国体のホームページ、そういうところから取っていただいて、申請をしていただくという形で考えている状況でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 今、久保田課長のほうから、ショートコースは300名、ロングコースは200名の募集だと聞きました。ロングコースは18キロを6時間で完歩しなければなりません。参加する人もそれなりのキャリアを持っていないと完歩するのは難しいと思いますが、その辺の対応はどのように考えているのか伺います。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） ただいまの大越議員の質問にお答えします。

ただいまの大越議員のおっしゃるとおり、ロングコース、18キロのコースの参加者につきましては、スポーツをしている人、また体力に自信のある人、こちらの方に参加をしていただきたいということで考えております。また、昨年行われましたプレ大会では、完歩できなかった人もおりますという話を確認しております。

先日、いきいき茨城ゆめ国体の常任委員会がございまして、その中で体調不良とか時間内に完歩できなさそうな人がいたらどうしますかということ協賛をさせていただきました。その会議の中では、最高尾に歩く会等の実績のあるスタッフ等に歩いていただきまして、一番最後となる参加者の方に所々で声かけをしていただいて、「大丈夫ですか」とか「歩けますか」という形で声をかけていただくということでございます。

また、その状況によりまして、その方が体調が悪いという話になれば、救護班に連絡を入れまして、救護に当たっていただくという形で会議のほうは終わりました。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 私も去年のプレ大会に参加をして、完歩できなかった方もよく知っていますが、途中でこれは無理だな、完歩できないなど、特にロングコースに関しては1時間ぐらいでわかりますので、早目に結論を出していただきたいと思います。

私も、今回の本大会のショートコースにも参加をさせていただきます。県内から500人の方が参加する大きな大会ですので、利根町の魅力あるよいところ、そして名所旧跡を堪能していただき、参加をしてよかったと皆様に思ってもらえる、そんな大会にしなければなりません。それには、綿密な計画を策定して、関係団体と連携し、オール利根で建設的に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質問が終わりました。

本日の会議時間は、議事日程が終了しないため延長いたします。

暫時休憩します。再開を5時とします。

午後4時50分休憩

午後5時00分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告者，2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 3番通告，2番山崎誠一郎でございます。傍聴の皆様におかれましては、足元の悪い中、傍聴においでいただきましてありがとうございます。本日梅雨入りになったということでございますので、体調管理には十分お気を付けていただきたいと思います。

初めに、およそ200年ぶりの譲位に伴う皇位継承が行われ、改元となり、令和という新しい時代を迎えました。その新しい令和での初めての定例議会に、私は新人議員としてここに登壇しております。私は、今後、過疎地域である利根町が行政、議会、住民が一丸となり、一歩でも前に、少しでも元気になれる可能性のある提案をさせていただくつもりでございます。よろしくお願い申し上げます。

今回の質問であります、町民の皆様の住みやすいまちづくり、安心・安全のまちづくりに関係する質問を通告に従い、順次質問させていただきます。

今回の私の質問は四つであります。1番目としまして福祉バス等のAI化導入の検討、二つ目として防犯カメラの増設、三つ目としまして羽根野台地区の側溝のふたの設置状況、四つ目としまして町民運動会の参加者の増施策についてご質問させていただきます。町民が夢と希望を抱くことができる力強い答弁を、町長初め、執行部の皆様にご期待いたします。よろしくお願いいたします。

まず、1番目としまして、町民の皆様の住みやすいまちづくりとしまして、福祉バス等のAI化導入の検討についてご質問いたします。

初めに、傍聴の方もいらっしゃいますので、AIバスについて簡単にご説明いたします。

このAIバスというものは、決してロボットが運転するものではありません。人間が今までどおり運転するものであります。利用者が利用したいバス停や行き先、時間などをスマホや電話で予約すると、AIが運行ルートや乗車時間を瞬時に算出し、ドライバーに示します。決まった時間に定められたルートを走る循環バスとは違い、利用者が指定したバス停に希望した時間に駆けつけることができるため、利用者の使い勝手が大変よくなるものであると言われております。

ほかの自治体での実証実験では、バスの利用率が格段に高まり、運転免許証の返納率の向上にもつながっていると聞いております。

それでは、質問事項本題に入ります。

現在、利根町においては、高齢化が進む中、人の流動には安心して安全な公共交通の役割が重要となってきました。国内においては、高齢者による凄惨、悲惨な車両事故が多く発生しており、高齢者の運転免許証の返納も早急に取り組むべき課題となってきました。

しかしながら、利根町の現状を見ますと、運転免許証を返納した場合、買い物への不便さ、近隣の医療機関への行き方に不安、不都合を来すとの住民の皆様の声が多くございます。

現在、利根町では無料で使えるふれあい福祉バス「福ちゃん号」が循環し、昨今では運行ルートの変更等を実施し、使いやすさの改善に取り組まれておりますが、曜日や行き先や時間などが限られていることもあり、いつでも利用できるというわけではございません。

そこで、ご質問でございますが、現在の利根町における交通体系及び問題点についてお伺いいたします。この後の質問に関しましては、自席で行わせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（船川京子君） 山崎誠一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

現在の利根町における交通体系及び問題点についてのご質問でございますが、最初に町の交通体系について申し上げますと、主なものとして、まず、町内を二つのルートで巡回運行している無料の福祉バス「福ちゃん号」、それから町が民間のタクシー会社に委託をシドア・ツー・ドアで運行しております、デマンド型乗り合いタクシーの利根町ふれ愛タクシー、そして民間事業者の大利根交通自動車株式会社が運行する大利根交通路線バスがございます。

次に、問題点ですが、議員ご承知のとおり、利根町には、通勤通学、また買い物や通院などで町外へ移動される方が非常に多くいらっしゃいますが、現在の公共交通体系では町外への移動手段に限りがあることから、その多くはマイカーに頼らざるを得ない状況となっております。

議員ご指摘のとおり、今後は、高齢化の進展に伴い免許返納者が増加するものと思われますので、そうした方々の日常の移動手段の確保と、さらなる利便性の向上を図る必要があると考えております。

交通渋滞で町民の方がこの町を去るという、住みづらい町だとアンケートなどでは答えていますが、今現在、若草大橋を朝の時間帯2時間を無料化ということで、広域の首長さ

んたちといろいろ話を進めているところでございます。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） いろいろご検討されていらっしゃるということ重々わかっております。

そこで、私は、先ほどご提案させていただきましたA Iバスの導入の検討についていかがかと思ひ、ご提案いたします。

既に茨城県では、2月5日に県庁内にA Iバスを展示して、デモンストレーションを実施し、盛況であったと聞いております。また、近々、県議会の総務委員会でも勉強会の予定があると聞いております。

また、国内の自治体では、鹿児島県の肝付町、神戸市、横浜市、前橋市等が実証実験を行っており、また最近の情報では、埼玉県の越谷市がやり出すという話を聞いております。

しかしながら、本格導入された国内の自治体はまだありませんが、実際に商用運行が国立大学法人九州大学、いわゆる九州大学ですが、その九州大学の構内で、主に学生相手に、約1カ月ちょっと前、ことし4月に開始した実例があるということを知っております。その九州大学の行政による視察が大分ふえて、導入の検討をしているというようなことであります。

ただし、自治体においては、商用運行を実施しているところはまだないというところがございます。当然のことながら、茨城県の自治体でもまだやっていないと。県内の自治体でも、今、町長がおっしゃられたように、デマンドバス、デマンドタクシーの導入は実施されていますが、A Iバスの導入の具体的な検討が進んでいる自治体はまだないのが現状と思われまふ。

そこで私は、現在過疎地になっている利根町が、国内、県内の自治体に先んじて検討、導入を実施してはいかがかと思っております。今後3年、5年後には必ず必要となり、導入されていくと思われるこのA Iバス、この世の中の流れをほかの自治体に先駆けて実施することで、過疎地域である利根町の活性化につながるものと思っております。

また、利根町が中心となり、例えば龍ヶ崎、取手、河内等を巻き込んで実施することができたらコスト面も非常に安く済むと思ふわけでございますし、近隣の医療機関やショッピングモール、そしていろいろな駅等へのアクセスが向上され、いろいろな相乗効果が生まれるものと思っております。

過疎地域である利根町が中心となって導入し、この地域が国内及び県内に先駆けて実施し、モデル地区になり得たのであれば、町の活性化及び過疎地域からの脱却につながる可能性が生まれるものと考えております。

そこで、ご質問でございますが、利根町における導入検討についてお伺いしたいと思います。よろしく願ひします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） AI運行バスの導入についての質問でございますが、AI運行バスは、福祉バスや乗り合いタクシーなどのように決まった路線や時刻表はなく、乗りたいときに乗りたい場所で誰でも簡単に乗車予約ができる、いわゆるオンデマンド注文対応方式の新しい交通システムと認識しております。皆さん選挙のときもオンデマンドタクシー導入と書いた議員の皆さんが二人おりましたけれども、ぜひいい考えで、明るくなっていけばいいのかなという考えを私も持っております。

利用方法につきましては、オペレーターを介さずに利用者がスマートフォンのアプリや電話を使って直接予約ができ、人工知能が最適なルートを算出し配車するため、利用者の移動需要にも効率的に対応できることから、今後このAI運行バスを導入する自治体がふえるのではないかと考えております。

しかしながら、利根町の場合、現在運行している福祉バスやふれ愛タクシーについては、利用者のほとんどが高齢者であることから、一部の利用者につきましては乗りおりの際に介助が必要なケースや予約したことを忘れてしまうなど、細かなトラブルも頻繁に発生しているという現状があり、その都度予約センターのオペレーターや運転手がきめ細かな対応をしている状況があります。

AI運行システムにつきましては、私も議員同様、非常に利便性の高い交通システムであると思っておりますが、民間企業が本年4月にスタートしたばかりの新しいサービスでございますので、こうした多様なケースにどこまで対応できるかなどの不安要素もございます。

以上のことから、導入に関しましては、今後、ほかの導入事例などを見ながら引き続き調査、研究をしてまいりたい。一緒に研究して、いいものだったら入れていけばいいのかなと考えています。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 今、町長もおっしゃるように、最初はスマホとタブレットでやろうとしていたのですが、実証実験をやった場合に、どうしても高齢者の方はスマホ、タブレットを使いこなせていない問題がありまして、今は電話でお年寄りに関してはやってもらおうという方向で進んでいるという話を聞いております。いろいろな問題があると思っておりますが、前向きにご検討されることをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

二つ目の質問としまして、安全・安心のまちづくりにつながる防犯カメラの増設ということをお伺いしたいと思います。

昨今の犯罪を見ますと、昨年のハロウィンにおける渋谷での軽トラックの横転事故の例が大阪で逮捕に結びついて、また、ことし3月の川崎でのアポ電の事件は長野で逮捕されたと、これどちらも防犯カメラによって逮捕に結びついたと言われております。

ご質問でございますが、防犯上の問題もあり、なかなか公表できない部分があると思っておりますが、現在の利根町の設置状況についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 設置状況ですが、取手警察署から犯罪抑止を図るための設置要望を受けまして、平成29年、平成30年度にそれぞれ町内交差点付近に2基ずつ4カ所設置しております。また、このほかに町内の小中学校4カ所にも設置しており、町内で合計8カ所に防犯カメラを設置しております。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 正直、私が思っていた以上に設置されているなという思いでございます。特に財源等の問題があると思いますが、幹線道路や、例えば各自治会の集会所とかそういったところにも設置されたらいいのかなという思いがあります。

また、これも日進月歩でどんどん新しい機械が出ているみたいで、電源を入れればつけられるというのも昨今出ているようです。そういったものも含めて、費用も普通のものよりはだいぶ安価なものだろうと思います。

プライバシーの問題とかいろいろあると思いますが、ルールづくりをしっかりとやられて、財源の確保等々の手当ても考えていただいて、ぜひ安心・安全のまちづくりのために増設をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

この質問は終わります。

次に、羽根野台地区の側溝のふたの設置状況についてお伺いいたします。

羽根野台地区の側溝は、ふたがされていないものが多く見受けられます。ここに来て町の施策によって工事が進められ、羽根野台の住民の方にお聞きしたところ、30年来の要望がやっと実を結んだと非常に喜んでいらっしゃる声を聞きました。現在の工事の進捗状況及び工事の完了時期についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 羽根野台地区の側溝のふたの設置状況についてのご質問でございますが、羽根野台地区の道路修繕工事につきましては、平成24年度より車両や歩行者の安全な通行の確保を目的とした、ふたのない道路側溝からふた付きの道路側溝への敷設がえと合わせて、舗装の打ちかえ工事を行っております。

昨年度までの実績ですが、工事延長2,291メートルが完了しております。本年度は、工事延長約300メートルの実施に向け準備を進めているところでございます。今後は、37路線、延長5,433メートルについて順次行ってまいります。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） まだ5,400メートルあるわけですね。わかりました。車の側溝の脱輪なども結構多く起きているという話を聞いております。これも財源の問題が大変だと思います。費用対効果もわかりますが、高齢者に優しいまちづくり、安全・安心ということ踏まえまして、どうかできる限りスピーディーな推進をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

最後に、先ほど大越議員から質問もありましたが、町民運動会の参加者が減っているということで、ほとんど大越議員の答弁でお聞きしたのですが、簡単によろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（船川京子君） 杉山教育課長。

○教育長（杉山英彦君） 山崎議員の質問にお答ひいたします。

町民運動会の参加者数の増施策についてのご質問でございますが、繰り返し申し上げますと、本年度は地区対抗リレーにかわり、幅広い年齢層が気軽に参加できる大玉送りを地区対抗競技として実施し、参加地区の増加を図りたいと考えております。

今後につきましては、日本ウェルネススポーツ大学などとさらなる連携を図り、運動会における高齢者スポーツ競技に関することや若い人に人気のあるスポーツなど提案していただき、町民がさまざまな形で参加できるよう検討していきたくと思ひます。

また、子供から高齢者まで幅広い年齢層の方々が、それぞれの体力に合った、誰もが気軽に楽しめるプログラム内容を創意工夫し、参加者に楽しんでいただけるよう町民運動会の開催を目指しますので、議員の皆さんにおかれましても、運動会の参加にご協力よろしくお願ひいたします。

○議長（船川京子君） 先ほど「杉山教育課長」と申し上げましたが、「杉山教育長」と訂正をいたします。

山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 町の活性化には、スポーツや文化的事業が非常に有効だと考えております。さっきのゆめ国体と同じように、行政、議会、住民が一体、一丸となって盛り上げて協力したいという思ひでございます。

もう一つ、私が今住んでいる布川の内宿というところで私も役員やっておりますが、今回、区長の号令で、町民運動会に数十年ぶりにテントを設営して競技に参加しようということになりました。今まではちょっと休憩をしていたのですが、今後町を盛り上げるためにどんどん参加させていただくつもりでおります。

これで私の質問を終わりますが、町の活性化及び過疎地域からの脱却に資する提案を引き続き行って生かしていただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（船川京子君） 山崎誠一郎議員の質問が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

6月8日及び6月9日の2日間は、議案調査のため休会にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回6月10日は、午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時22分散会